

(仮 訳)

プレス・リリース

2011年 1月 13日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素の公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」という)は本日、あらゆる種類の資本商品が、銀行の実質的な破綻状態において、納税者が損失に晒される前に完全に損失を吸収することを確保するための最低要件を公表した。

これらの要件は、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの1月10日の会合において承認された。法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下に、今般の提案の目的は、法制上の破綻処理制度を通じて達成され得るということについて、メンバーは合意した。

金融危機の間、公的セクターが普通株やその他のTier1資本の形態で資金を注入することにより、数多くの危機に瀕した銀行が救済された。このことは預金者を支援する効果を有した一方で、仮に公的セクターが支援を提供しなければ破綻していたであろう国際的に活動する巨大な銀行の一部が発生させた損失を、Tier2資本商品(主に劣後債務)及びいくつかのケースではTier1資本商品が吸収しなかったことも意味している。

銀行によって発行された商品がその他(すなわち、普通株等以外の)Tier1もしくはTier2資本に算入されるためには、添付された付属文書で規定される最低要件に合致する又はこれを上回る必要がある。これらの要件は2010年12月に発表されたバーゼルⅢ資本規則で詳述されている要件に追加される。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。バーゼル委のオブザーバーには、欧州銀行監督委員会、欧州委員会、欧州中央銀行、欧州委員会、金融安定研究所及び国際通貨基金の代表が含まれる。

付属文書

実質的な破綻状態において損失吸収力を確保するための最低要件

対象範囲とトリガー事由発生後の資本商品

1. 国際的に活動する銀行により発行されるその他Tier1とTier2資本商品の全ては、トリガー事由が発生した場合に、元本削減か普通株転換が、関係当局の判断により、なされることが義務付けられる契約条項を発行条件に含んでいなければならない。ただし、以下の条件を全て満たす場合を除く。
 - a. 当該銀行の所管国において、次の点を求める法令が施行されていること。(i) トリガー事由発生時において、そうしたTier1やTier2資本商品の元本が削減されること。(ii) そうでなければ、納税者が損失に晒される前に、そのような資本商品が完全に損失を吸収すること。
 - b. ピアグループのレビューによって、当該国が(a)の規定を満たしていることが確認されること。
 - c. そのような資本商品が(a)の規定の下で損失を被りうるものが、規制当局及び発行銀行自身により今後の発行書類で開示されていること。
2. 元本削減の結果としてかかる資本商品の保有者に支払われる対価がある場合には、普通株式(あるいは非株式会社の場合は同等の価値を有するもの)の形態でただちに支払われなくてはならない。
3. 発行銀行は、トリガー事由が発生した場合にその商品の発行条件に定められている株数を、ただちに発行するために必要な全ての事前承認を、常に得ておかなくてはならない。

トリガー事由

4. トリガー事由は次のうち早く発生したものとする:(1)元本削減がなければ銀行が存続不可能になるとして、元本削減が必要である、と関係当局によって決定された場合。(2)公的セクターによる資本注入もしくは同等の支援がなければ銀行が存続不可能になるとして、当該支援が関係当局によって決定された場合。
5. トリガー事由発生の結果としての新株の発行は、公的セクターによって提供された資本が希薄化しないように、公的セクターの資本注入より前に行われなければならない。

グループの取扱い

6. トリガー事由の発生の判断に関係する国・地域は、当該商品が規制資本として計上される国・地域である。従って、発行銀行がより大きい銀行グループの一部であり、発行銀行が資本商品を単体の資本及び連結グループの資本として算入することを望む場合には、その契約条項に追加的なトリガー事由を明記しなければならない。このトリガー事由は次

のうち早く発生したものとする:(1)元本削減がなければその銀行が実質的に破綻状態になるとして、元本削減が必要であるとする母国の関連当局の判断による決定、および(2)公的セクターによる資本注入あるいは同等の支援がなければ支援を受ける会社が実質的に破綻状態になるとして、公的セクターからの資本注入あるいは同等の支援を行う旨の母国の関連当局の判断による決定。

7. かかる資本商品の保有者への対価は、(破綻処理における承継者を含む、)発行銀行あるいは連結グループの親会社の普通株でなければならない。

移行措置

2013年1月1日以降に発行される資本商品が規制資本に算入されるためには、上記の要件を満たさなければならない。2013年1月1日より前に発行された資本商品で、上記の要件は満たさないが、「バーゼルⅢ:より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」におけるその他Tier1あるいはTier2資本の算入要件を全て満たすものは、「もはやその他Tier1またはTier2に適格ではない資本商品」とみなされ、上記バーゼルⅢテキストの paragraph 94(g)に従って2013年1月1日から段階的にフェーズアウトされる。